

京都中丹いちおし商品ロゴマーク使用規程

令和3年2月22日
京都府中丹広域振興局
農商工連携・推進課

(目的)

第1条 京都中丹いちおし商品ロゴマーク（以下「本マーク」という。）は京都中丹いちおし商品を広く認知及び存在価値を高めるために使用するものとする。

(知的所有権)

第2条 本マークに関する著作権、意匠権、商標権、その他一切の知的所有権は、京都府に属する。

(基本デザイン等)

第3条 本マークのデザインは、別紙のとおりとする。

2 本マークの使用に当たっては、形状・色彩などを変更してはならない。ただし、単色で使用するときは、この限りではない。

(使用対象)

第4条 本マークは京都中丹いちおし商品に選定された商品（以下「選定商品」という。）に限って使用することができる。

2 中丹広域振興局長は、事業者が本マークの使用を希望するときは、本マーク使用のための電子媒体を提供するものとする。

3 流通業者や小売店等、選定商品の製造者・製造販売元以外のものが、本マークを商品パッケージやカタログで使用する場合は、本マーク使用申請書（別記様式1号）を提出するものとする。

(使用範囲)

第5条 本マークは京都中丹いちおし商品および関連する販促物に使用することができる。

(使用期限等)

第6条 本マークの使用料は無償とする。ただし、パッケージやカタログなどへの本マークの印刷その他、使用する際にかかる経費については、本マーク使用事業者において負担する。

(使用の禁止)

第7条 中丹広域振興局長は、下記に該当するような場合には本マークの使用を禁止することができる。

- (1) 「京都中丹いちおし商品」の信用や品位を損なうような事実が生じた場合。
- (2) 本マークを不正に使用している事実が発覚した場合。